

昭島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

支給項目と整合を図るための支給基準の改正、申請辞退に関する規定の見直し、及び電子申請の導入に伴う申請書様式の見直しを行うため、下記及び別紙のとおり、昭島市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成12年6月1日実施）の一部改正する。

第4条第1項第1号中「第8号」を「第9号」に改める。

第5条第3項を削る。

第1号様式（第5条関係）を別紙のように改める。

実施日 令和8年4月1日

第1号様式（第5条関係）

年度 就学奨励費にかかると収入額・需要額調書

保護者等（申請者）氏名	住所	電話（ ）	児童・生徒氏名	学校名（特別支援学級名）	学年	申請日 年 月 日	学校長承認
-------------	----	-------	---------	--------------	----	--------------	-------

下記のいずれかに☑をつけてください（生活保護を受けている方、児童福祉施設等に入所している方は申請の対象外となりますので、記入は不要です）

<input type="checkbox"/> 今年度に就学援助費の受給認定を受けている。	<input type="checkbox"/> 公共交通機関を利用した通学費・同行費の受給を希望しません。…………… <input type="checkbox"/> 公共交通機関を利用した通学費・同行費の受給を希望します。……………	記入終了
<input type="checkbox"/> 今年度に就学援助費の受給認定を受けていない。		<input type="checkbox"/> 就学奨励費のうち、公共交通機関を利用した通学費・同行費の受給のみ希望します。…………… <input type="checkbox"/> 就学奨励費全般（通学費・同行費ほか、各種援助対象となる費目）を申請します。……………

(宛先) 昭島市教育委員会
 私は下記事項について承諾し、昭島市特別支援教育就学奨励費の受給を申請します。
 ① 昭島市教育委員会が昭島市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成12年6月実施）第5条に関する事務手続きを処理するため、住民基本台帳、生活保護台帳及び地方税関係情報について取得することに同意します。
 ② 転出入があった場合、就学奨励費の支給決定にあたり、他自治体に必要な情報を収集及び提供することに同意します。

世帯の収入状況		世帯の状況（前年12月末現在）				需 要 額 等							
		収入のある世帯員氏名	生年月日（満年齢）	続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)	在学学校名・学年 (特別支援学級名)	基準額	教育扶助 教材代	学校給食費	通学費	第1類	期扶 末助	一 時費	生活扶助基準 障害者/母子 加算
所得控除前	総所得金額☆	円	年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/	円	円	円	円	h (基準額)
	退職所得金額		年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/					円
	山林所得金額		年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/					円
	計	A	年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/					j 生活扶助基準計 (e×通減率、f～iの合計)
所得控除	雑損控除		収入のない世帯員氏名	生年月日（満年齢）	続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)	円	円	円	円			円	k 住宅扶助基準
	社会保険料			年 月 日 (才)	本人								円
	小規模企業共済等掛金控除			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他								円
	生命保険料			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他								円
	地震保険料			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他								円
	ひとり親又は寡婦控除の額※保護者等のみ			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他								円
計	B	年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他	年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他								円
所得額 (A - B)	C	年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他	年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他								円
収入額 (C × 1/12)	D	合 計				a	b	c	d	e	f	g	
通学費 明細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)			第1類に おける通減率	都道府県の地区区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2	特記事項 <input type="checkbox"/> 要保護者 <input type="checkbox"/> 準要保護			支弁区分 <input type="checkbox"/> I段階 (令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階 (" 第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階 (" 第3号該当)				

$$\frac{D}{1}$$

昭島市特別支援教育就学奨励費支給要綱新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(支給の基準)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する就学奨励費の支給項目は、第2条第1項の対象者世帯の収入額に応じ、つぎの各号の基準により区分する。</p> <p>(1) 収入額が需要額の2.5倍未満 前条第1項第1号から<u>第9号</u>に規定する全項目</p> <p>(2) 収入額が需要額の2.5倍以上又は収入額を証明する書類の未提出者 前条第1項第7号及び第8号に規定する項目</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 第2条第1項に規定する対象者は毎年度ごとに、就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(第1号様式)を、世帯全員の収入を証明する書類を添付して、在籍校長を通じて昭島市教育委員会(以下「委員会」という。)に申請するものとする。</p> <p>2 第2条第2項に規定する対象者は毎年度ごとに、通学費調査票(第2号様式)を在籍校長を通じて委員会に申請するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第1号様式(第5条関係) <u>(別紙のとおり)</u></p>	<p>(支給の基準)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する就学奨励費の支給項目は、第2条第1項の対象者世帯の収入額に応じ、つぎの各号の基準により区分する。</p> <p>(1) 収入額が需要額の2.5倍未満 前条第1項第1号から<u>第8号</u>に規定する全項目</p> <p>(2) 収入額が需要額の2.5倍以上又は収入額を証明する書類の未提出者 前条第1項第7号及び第8号に規定する項目</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 第2条第1項に規定する対象者は毎年度ごとに、就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(第1号様式)を、世帯全員の収入を証明する書類を添付して、在籍校長を通じて昭島市教育委員会(以下「委員会」という。)に申請するものとする。</p> <p>2 第2条第2項に規定する対象者は毎年度ごとに、通学費調査票(第2号様式)を在籍校長を通じて委員会に申請するものとする。</p> <p>3 <u>申請を辞退した者については、就学奨励費に係る一切の費用を支給しない。</u></p> <p>第1号様式(第5条関係) <u>(略)</u></p>